

許認可等の内容	都市再生推進法人の指定		
根拠法令及び条項	都市再生特別措置法第118条第1項		
担当課	まちなか未来創造課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	令和8年1月16日
審査基準 (1) まちづくりの推進を目的とした活動を行う法人であること。 (2) 申請者又はその母体となっている組織に、鳥取市内でまちづくりの活動の実績があること。 (3) 鳥取市内に事務所を有し、鳥取市中心市街地活性化基本計画(令和5年3月17日内閣総理大臣認定)で定める鳥取市中心市街地区域内で活動を行っていること。 (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制を有していること。 (5) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な経済的基礎を有していること。 (6) 関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができることと認められること。 (7) 鳥取市暴力団排除条例(平成24年鳥取市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が所属していないこと。			